

岩倉市地域防災計画 (風水害等災害対策計画編)

新旧対照表 (案)

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>3</p> <p>1 1</p> <p>1 6</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 基本理念および重点を置くべき事項</p> <p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>防災基本計画を踏まえ、本県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難<u>行動を支援</u>するため、ハザードマップの作成、<u>緊急時の避難場所の指定及び周知徹底</u>、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p><u>また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u></p> <p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定地方公共機関</p> <p>(2) 一般社団法人愛知県トラック協会</p> <p>ア 災害応急活動のため<u>関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</u></p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。</u>具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u>、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 基本理念および重点を置くべき事項</p> <p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>防災基本計画を踏まえ、本県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難<u>を確保</u>するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底</u>、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定地方公共機関</p> <p>(2) 一般社団法人愛知県トラック協会</p> <p>ア <u>緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。</u></p> <p>イ 災害応急活動のため<u>各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。</u></p> <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災協働社会の形成推進</p> <p>第3節 企業防災の促進</p> <p>1 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p><u>また、</u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>

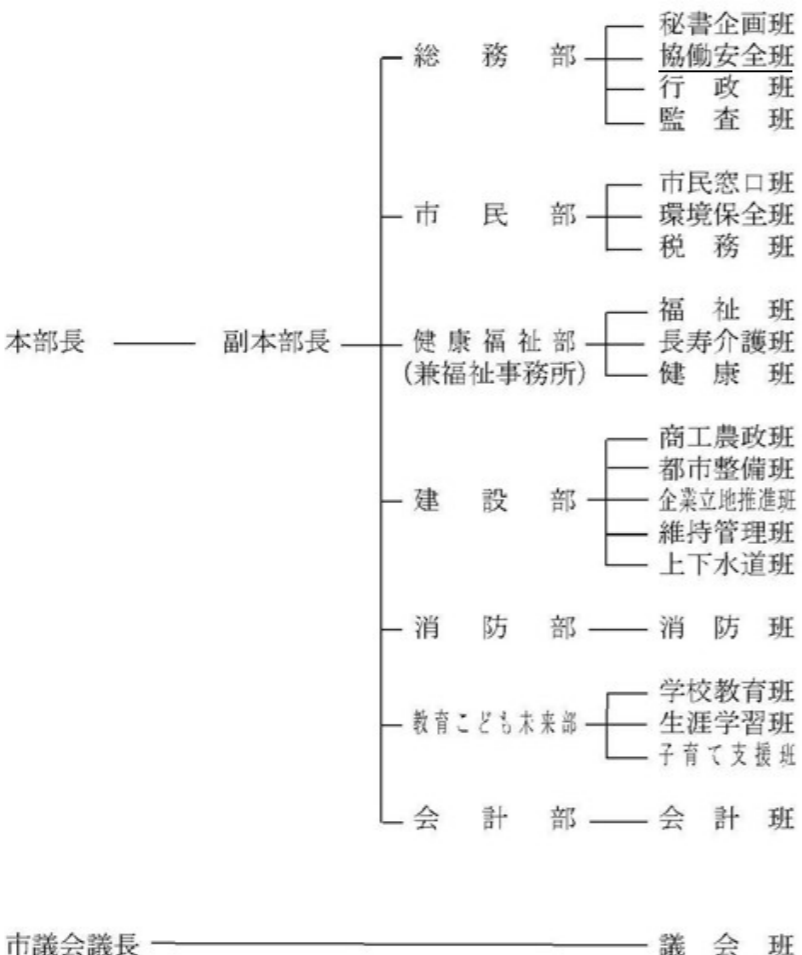
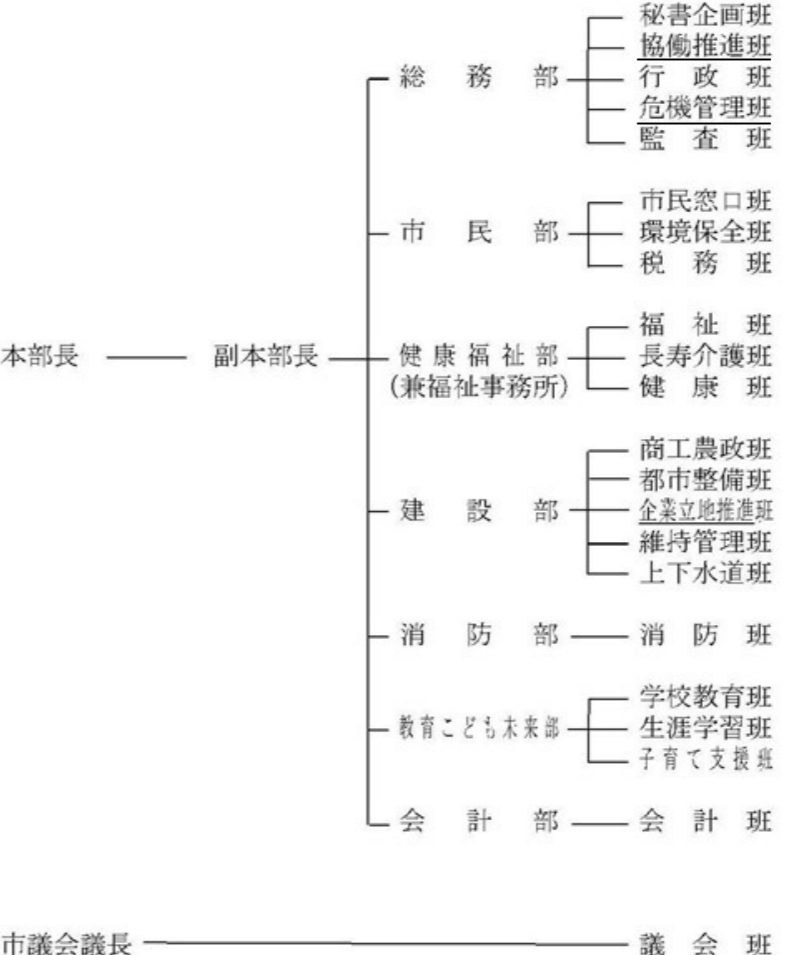
頁	修正後	修正前	改正理由
19	<p>直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。（略）</p> <p>第2章 水害予防対策 第1節 河川防災対策 1 中部地方整備局、県及び市における措置 (7) 水災害連携の連絡会・協議会 (略)</p> <p><u>イ 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）</u> <u>水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</u></p> <p>2 水防管理者における措置 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効果があると認め<u>たときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。</u></p>	<p>CM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。（略）</p> <p>第2章 水害予防対策 第1節 河川防災対策 1 中部地方整備局、県及び市における措置 (7) 水災害連携の連絡会・協議会 (略)</p> <p><u>イ 水防協議会</u> <u>県は県管理河川を対象に、中部地方整備局は国管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</u></p> <p>2 水防管理者における措置 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効果があると認め<u>られるものを、</u>浸水被害軽減地区として指定することができる。</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
20	<p>第3節 浸水想定区域における対策 2 地下街等の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内に位置し、</u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。（略）</p>	<p>第3節 浸水想定区域における対策 2 地下街等の所有者又は管理者における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。（略）</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
21	<p>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内に位置し、</u>市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない、又は（3）のとおり努めなければならない。</p>	<p>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない、又は（3）のとおり努めなければならない。</p>	

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>39</p> <p>42</p> <p>44</p>	<p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>5 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 通信施設・設備等</p> <p>ウ 防災情報システムの整備</p> <p>市、県及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>また、市及び県は、<u>災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを</u>目指し、<u>市町村防災支援システムの運用を行う。</u>さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p> <p>第7章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p> <p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、<u>災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。</u>また、気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて<u>5段階の警戒レベルを</u></p>	<p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>5 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 通信施設・設備等</p> <p>ウ 防災情報システムの整備</p> <p>市、県及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p> <p>第7章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p> <p>第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p> <p>1 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に<u>対して</u>気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文</p>	<p>対策の追加</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
44	<p><u>付記するとともに避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</u></p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきこと<u>や、既に災害が発生している状況（[警戒レベル5]）で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要がある</u>ことにも留意すること。</p> <p>キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、<u>該当する警戒レベル相当情報を基に、</u>具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。 <u>また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4]避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれが極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、又は重ねて避難を促す場合等に発令する。[警戒レベル5]災害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略) (1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア 避難勧告等を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める</p> <p>カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定 1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略) (1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。 ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p> <p>表記の整理</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
46	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1 市及び県における措置 (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 (略)</p> <p>イ 避難時における知識 <u>(エ) 市長から「警戒レベル5」災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること。</u></p> <p>(3) その他</p> <p>ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する<u>際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、</u>日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p>	<p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1 市及び県における措置 (略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 (略)</p> <p>イ 避難時における知識 (追加)</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する<u>場合は、</u>日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。<u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p> <p>ウ 市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p> <p>表記の整理</p>
50	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (ウ) 地域ぐるみの避難行動要支援者支援 市は、長寿介護課、福祉課、健康課、子育て支援課、<u>協働安全</u>課及び消防本部の連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している民生委員、社会福祉協議会、福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 帰宅困難者対策</p>	<p>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第2節 要配慮者支援対策</p> <p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (ウ) 地域ぐるみの避難行動要支援者支援 市は、長寿介護課、福祉課、健康課、子育て支援課、<u>危機管理</u>課及び消防本部の連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している民生委員、社会福祉協議会、福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 帰宅困難者対策</p>	<p>機構改革に伴う修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
5.2	<p>2 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 (略)</p>	<p>2 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正 (H30.6) に伴う修正</p>
5.3	<p>第9章 広域応援体制の整備 第2節 広域応援体制の整備 1 市における措置 (2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。<u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u></p>	<p>第9章 広域応援体制の整備 第2節 広域応援体制の整備 1 市における措置 (2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定 市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正 (H30.6) に伴う修正</p>
5.7	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市における措置 (1) 防災意識の啓発 市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、<u>県や防災関係機関</u>、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 (略) オ 警報等や避難<u>勧告</u>等の意味と内容 カ 警報等発表時や避難<u>勧告等</u>の発令時にとるべき行動</p> <p>第3節 防災のための教育 1 市及び公立私立各学校等管理者における措置 (略)</p>	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市における措置 (1) 防災意識の啓発 市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 (略) オ 警報等や避難<u>指示（緊急）</u>等の意味と内容 カ 警報等発表時や<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動</p>	<p>表記の整理</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>58</p> <p>62</p>	<p>(1) 児童生徒等に対する<u>防災</u>教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な<u>防災</u>教育を行う。<u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</u></p> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 組織計画</p> <p>3 防災組織図及び業務分担</p> 	<p>(1) 児童生徒等に対する<u>安全</u>教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な<u>安全</u>教育を行う。<u>安全</u>教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 組織計画</p> <p>3 防災組織図及び業務分担</p> 	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p> <p>機構改革に伴う修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由																																				
63	<p style="text-align: center;">岩倉市災害対策本部業務分担表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">班名</th> <th style="width: 15%;">班長名 (平常時の職名)</th> <th style="width: 70%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>協働安全班</td> <td>協働安全課長</td> <td> 1 応援、協力者の宿舎、給食に関すること 2 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること 3 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること 4 情報システム機器等の被害状況調査及び復旧に関すること 5 避難の勧告・指示等の災害広報に関すること 6 各報道機関その他関係機関に対して災害対策の発表情報の提供に関すること <u>7 災害対策本部の設置、廃止に関すること</u> <u>8 防災会議の庶務に関すること</u> <u>9 災害応急対策全般の調整に関すること</u> <u>10 被害状況等の取りまとめに関すること</u> <u>11 自衛隊の派遣要請及び活動状況のとりまとめに関すること</u> <u>12 国、県、関係機関等との連携調整に関すること</u> <u>13 避難の勧告、指示に関すること</u> <u>14 罹災証明に関すること</u> <u>15 行政無線の機能確保に関すること</u> <u>16 罹災時の交通安全対策の総合的企画及び連絡調整に関すること</u> <u>17 その他災害についての資料の収集及び提供に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長名 (平常時の職名)	所掌事務	(略)	(略)	(略)	協働安全班	協働安全課長	1 応援、協力者の宿舎、給食に関すること 2 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること 3 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること 4 情報システム機器等の被害状況調査及び復旧に関すること 5 避難の勧告・指示等の災害広報に関すること 6 各報道機関その他関係機関に対して災害対策の発表情報の提供に関すること <u>7 災害対策本部の設置、廃止に関すること</u> <u>8 防災会議の庶務に関すること</u> <u>9 災害応急対策全般の調整に関すること</u> <u>10 被害状況等の取りまとめに関すること</u> <u>11 自衛隊の派遣要請及び活動状況のとりまとめに関すること</u> <u>12 国、県、関係機関等との連携調整に関すること</u> <u>13 避難の勧告、指示に関すること</u> <u>14 罹災証明に関すること</u> <u>15 行政無線の機能確保に関すること</u> <u>16 罹災時の交通安全対策の総合的企画及び連絡調整に関すること</u> <u>17 その他災害についての資料の収集及び提供に関すること</u>	(略)	(略)	(略)	(削除)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">岩倉市災害対策本部業務分担表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">班名</th> <th style="width: 15%;">班長名 (平常時の職名)</th> <th style="width: 70%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>協働推進班</td> <td>協働推進課長</td> <td> 1 応援、協力者の宿舎、給食に関すること 2 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること 3 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること 4 情報システム機器等の被害状況調査及び復旧に関すること 5 避難の勧告・指示等の災害広報に関すること 6 各報道機関その他関係機関に対して災害対策の発表情報の提供に関すること <u>7 その他災害についての資料の収集及び提供に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>危機管理班</td> <td>危機管理課長</td> <td> <u>1 災害対策本部の設置、廃止に関すること</u> <u>2 防災会議の庶務に関すること</u> <u>3 災害応急対策全般の調整に関すること</u> <u>4 被害状況等の取りまとめに関すること</u> <u>5 自衛隊の派遣要請及び活動状況のとりまとめに関すること</u> <u>6 国、県、関係機関等との連携調整に関すること</u> <u>7 避難の勧告、指示に関すること</u> <u>8 罹災証明に関すること</u> <u>9 行政無線の機能確保に関すること</u> <u>10 罹災時の交通安全対策の総合的企画及び連絡調整に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	班名	班長名 (平常時の職名)	所掌事務	(略)	(略)	(略)	協働推進班	協働推進課長	1 応援、協力者の宿舎、給食に関すること 2 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること 3 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること 4 情報システム機器等の被害状況調査及び復旧に関すること 5 避難の勧告・指示等の災害広報に関すること 6 各報道機関その他関係機関に対して災害対策の発表情報の提供に関すること <u>7 その他災害についての資料の収集及び提供に関すること</u>	(略)	(略)	(略)	危機管理班	危機管理課長	<u>1 災害対策本部の設置、廃止に関すること</u> <u>2 防災会議の庶務に関すること</u> <u>3 災害応急対策全般の調整に関すること</u> <u>4 被害状況等の取りまとめに関すること</u> <u>5 自衛隊の派遣要請及び活動状況のとりまとめに関すること</u> <u>6 国、県、関係機関等との連携調整に関すること</u> <u>7 避難の勧告、指示に関すること</u> <u>8 罹災証明に関すること</u> <u>9 行政無線の機能確保に関すること</u> <u>10 罹災時の交通安全対策の総合的企画及び連絡調整に関すること</u>	(略)	(略)	(略)	<p>機構改革に伴う修正</p>
班名	班長名 (平常時の職名)	所掌事務																																					
(略)	(略)	(略)																																					
協働安全班	協働安全課長	1 応援、協力者の宿舎、給食に関すること 2 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること 3 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること 4 情報システム機器等の被害状況調査及び復旧に関すること 5 避難の勧告・指示等の災害広報に関すること 6 各報道機関その他関係機関に対して災害対策の発表情報の提供に関すること <u>7 災害対策本部の設置、廃止に関すること</u> <u>8 防災会議の庶務に関すること</u> <u>9 災害応急対策全般の調整に関すること</u> <u>10 被害状況等の取りまとめに関すること</u> <u>11 自衛隊の派遣要請及び活動状況のとりまとめに関すること</u> <u>12 国、県、関係機関等との連携調整に関すること</u> <u>13 避難の勧告、指示に関すること</u> <u>14 罹災証明に関すること</u> <u>15 行政無線の機能確保に関すること</u> <u>16 罹災時の交通安全対策の総合的企画及び連絡調整に関すること</u> <u>17 その他災害についての資料の収集及び提供に関すること</u>																																					
(略)	(略)	(略)																																					
(削除)	(削除)	(削除)																																					
(略)	(略)	(略)																																					
班名	班長名 (平常時の職名)	所掌事務																																					
(略)	(略)	(略)																																					
協働推進班	協働推進課長	1 応援、協力者の宿舎、給食に関すること 2 海外からの応援協力等に対する連絡調整に関すること 3 被災外国人に対する情報提供及び相談に関すること 4 情報システム機器等の被害状況調査及び復旧に関すること 5 避難の勧告・指示等の災害広報に関すること 6 各報道機関その他関係機関に対して災害対策の発表情報の提供に関すること <u>7 その他災害についての資料の収集及び提供に関すること</u>																																					
(略)	(略)	(略)																																					
危機管理班	危機管理課長	<u>1 災害対策本部の設置、廃止に関すること</u> <u>2 防災会議の庶務に関すること</u> <u>3 災害応急対策全般の調整に関すること</u> <u>4 被害状況等の取りまとめに関すること</u> <u>5 自衛隊の派遣要請及び活動状況のとりまとめに関すること</u> <u>6 国、県、関係機関等との連携調整に関すること</u> <u>7 避難の勧告、指示に関すること</u> <u>8 罹災証明に関すること</u> <u>9 行政無線の機能確保に関すること</u> <u>10 罹災時の交通安全対策の総合的企画及び連絡調整に関すること</u>																																					
(略)	(略)	(略)																																					

頁	修正後	修正前	改正理由
68	<p>第2節 動員計画</p> <p>2 非常配備体制の区分</p> <p>(2) 第1非常配備</p> <p>ア 第1非常配備の基準は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 第1非常配備人員は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>協働安全</u>班及び当直の消防職員</p>	<p>第2節 動員計画</p> <p>2 非常配備体制の区分</p> <p>(2) 第1非常配備</p> <p>ア 第1非常配備の基準は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 第1非常配備人員は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) <u>危機管理</u>班及び当直の消防職員</p>	
74	<p>第2章 避難行動</p> <p>第2節 <u>避難勧告等</u></p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p><u>速やかに立ち退き避難を促す情報は、「警戒レベル4」避難勧告を基本とする。</u></p> <p><u>避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p><u>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</u></p> <p>ア <u>「警戒レベル5」災害発生情報</u></p> <p><u>河川管理者や水防団等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>イ <u>「警戒レベル4」避難勧告・避難指示（緊急）</u></p> <p>気象警報や、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な <u>「警戒レベル4」避難勧告・避難指示（緊急）</u> を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 避難行動</p> <p>第2節 <u>避難の勧告・指示</u></p> <p>ア 避難勧告・避難指示(緊急)</p> <p>気象警報や、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。</p> <p>(略)</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p>
75	<p>ウ <u>「警戒レベル3」避難準備・高齢者等避難開始</u></p> <p>一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p>	<p>イ 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める <u>避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>8 0</p> <p>9 3</p>	<p>また、必要に応じ、<u>〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者等避難開始</u>とあわせて避難場所を開設する。</p> <p><u>なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者避難開始を発令する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>エ 対象地域の設定 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて<u>5段階の警戒レベルを付記するとともに</u>避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第1節 被害状況等の収集・伝達 2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (略) (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。<u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u></p> <p>第4章 応援協力・派遣要請 4 災害派遣要請等手続系統 図中：防災<u>安全局</u> (注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災<u>安全局</u>）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。</p>	<p>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始とあわせて避難場所を開設する。</p> <p><u>ウ 屋内安全確保</u> <u>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p>エ 対象地域の設定 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第1節 被害状況等の収集・伝達 2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (略) (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請 4 災害派遣要請等手続系統 図中：防災局 (注) 市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（尾張県民事務所）へも連絡すること。</p>	<p>巡視中の二次被害防止のための追記。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
97	<p>第5章 救出・救助対策 第2節 航空機の活用 2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 市における措置 市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災安全局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。</p>	<p>第5章 救出・救助対策 第2節 航空機の活用 2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 市における措置 市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県（防災局消防保安課防災航空グループ）に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
100	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生 <u>7 災害時健康危機管理の全体調整</u> <u>(1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。</u> <u>(2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。</u> 8 応援協力関係 (略)</p>	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生 <u>(追加)</u> 7 応援協力関係 (略)</p>	災害時健康危機管理支援チーム活動要領（厚生労働省）の制定及び防災基本計画の修正を踏まえた修正。
104	<p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策 第2節 道路施設対策 1 市における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p>	<p>第7章 交通の確保・緊急輸送対策 第2節 道路施設対策 1 市における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p>	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正
106	<p>第8章 水害防除対策 第1節 水防 1 水防管理者、水門の管理者における措置 (略) カ 緊急通行 <u>水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u> キ 公用負担 <u>水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機</u></p>	<p>第8章 水害防除対策 第1節 水防 1 水防管理者、水門の管理者における措置 (略) カ 緊急通行 <u>水防団等</u>並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。 キ 公用負担 <u>水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要</u></p>	表記の整理 表記の整理

頁	修正後	修正前	改正理由
108	<p><u>関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。</u></p> <p><u>①必要な土地の一時使用</u> <u>②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用</u> <u>③車両その他の運搬用機器の使用</u> <u>④排水用機器の使用</u> <u>⑤工作物その他の障害物の処分</u></p> <p><u>また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。</u></p> <p><u>水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。</u></p> <p>第8章 水害防除対策 第1節 水防 4 水位情報の周知 (3) 水位情報伝達系統 図中：愛知県防災<u>安全</u>局</p>	<p><u>があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p> <p>第8章 水害防除対策 第1節 水防 4 水位情報の周知 (3) 水位情報伝達系統 図中：愛知県防災局</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
111	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 (1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u></p>	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 (1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。</p>	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正
113	<p>第3節 帰宅困難者対策 1 市における措置 (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等</p> <p>市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策 1 市における措置 (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等</p> <p>市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p>	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正

頁	修正後	修正前	改正理由
127	<p>また、必要に応じて、<u>一時滞在施設</u>（滞在場所）の確保等の支援を行う。</p> <p>第13章 ライフライン施設等の応急対策 第5節 通信施設の応急措置</p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p><u>(1) 西日本電信電話株式会社</u></p> <p>ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。 なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。</p> <p>イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。</p> <p>ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。</p> <p>エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。</p> <p><u>(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p>ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。</p> <p>イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。</p> <p>第13章 ライフライン施設等の応急対策 第5節 通信施設の応急措置</p> <p>1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p><u>(1) 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。</u> なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。</p> <p><u>(2) 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>(3) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>(4) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理
129 130	<p>第14章 航空災害対策</p> <p>1 情報の伝達系統</p> <p>万一災害が発生した場合の通報連絡は下記のとおりとする。</p> <p>ア 民間航空機の場合</p> <p> 図中：愛知県<u>建設局</u>航空対策課 愛知県防災<u>安全局</u></p> <p>イ 自衛隊機の場合</p> <p> 図中：愛知県<u>建設局</u>航空対策課 愛知県防災<u>安全局</u></p> <p>第15章 鉄道災害対策</p>	<p>第14章 航空災害対策</p> <p>1 情報の伝達系統</p> <p>万一災害が発生した場合の通報連絡は下記のとおりとする。</p> <p>ア 民間航空機の場合</p> <p> 図中：愛知県<u>振興部</u>航空対策課 愛知県防災局</p> <p>イ 自衛隊機の場合</p> <p> 図中：愛知県<u>振興部</u>航空対策課 愛知県防災局</p> <p>第15章 鉄道災害対策</p>	愛知県の組織再編に伴う修正

頁	修正後	修正前	改正理由
<u>133</u>	3 情報の伝達系統 図中：防災安全局	3 情報の伝達系統 図中：防災局	愛知県の組織再編に伴う修正
<u>135</u>	第16章 道路災害対策 2 情報の伝達系統 図中：防災安全局	第16章 道路災害対策 2 情報の伝達系統 図中：防災局	愛知県の組織再編に伴う修正
<u>140</u>	第19章 大規模な火事災害対策 2 情報の伝達系統 図中：愛知県防災安全局	第19章 大規模な火事災害対策 2 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局	愛知県の組織再編に伴う修正
<u>145</u>	第21章 放射性物質及び原子力災害応急対策 第2節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策 1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略) (9) 情報の伝達系統 放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。 図中：愛知県防災安全局	第21章 放射性物質及び原子力災害応急対策 第2節 放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策 1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略) (9) 情報の伝達系統 放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は、次のとおりとする。 図中：愛知県防災局	愛知県の組織再編に伴う修正
<u>147</u>	第3節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略) (8) 伝達系統 事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。 図中：愛知県防災安全局 (略)	第3節 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策 1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略) (8) 伝達系統 事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。 図中：愛知県防災局 (略)	愛知県の組織再編に伴う修正
<u>148</u>	6 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示 (1) <u>複合災害が発生した場合</u> <u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u>	6 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示	防災基本計画の修正 (H30.6) に伴う修正

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>151</p>	<p>(2) 避難勧告・指示 (略)</p> <p>(3) 広報活動等による避難等の支援 (略)</p> <p>(4) 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け (略)</p> <p>第4節 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)</p> <p>(7) 情報の伝達系統</p> <p>4 原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次表のとおりとする。</p> <p>図中：防災安全局</p> <p>7 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>(1) 複合災害が発生した場合 <u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p> <p>(2) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (略)</p> <p>(3) 広域避難活動 (略)</p> <p>(4) 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における立入制限等の措置 (略)</p> <p>第4編 災害復旧・復興</p> <p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>(1) 避難勧告・指示 (略)</p> <p>(2) 広報活動等による避難等の支援 (略)</p> <p>(3) 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け (略)</p> <p>第4節 県外の原子力発電所等における異常時対策</p> <p>1 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 (略)</p> <p>(7) 情報の伝達系統</p> <p>4 原子力事業者の県外の原子力発電所等において、各合意内容に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次表のとおりとする。</p> <p>図中：防災局</p> <p>7 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p>(1) 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (略)</p> <p>(2) 広域避難活動 (略)</p> <p>(3) 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における立入制限等の措置 (略)</p> <p>第4編 災害復旧・復興</p> <p>第2章 公共施設等災害復旧対策</p> <p>第2節 激甚災害の指定</p> <p>1 市における措置 (略)</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>愛知県の組織再編</p>
<p>167</p>	<p>(2) 指定後の関係調書等の提出</p>	<p>(2) 指定後の関係調書等の提出</p>	<p>愛知県の組織再編</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
169	<p>市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。</p> <p>第3章 災害廃棄物処理対策 第1節 災害廃棄物処理対策 1 市における措置 (略) (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	<p>市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。</p> <p>第3章 災害廃棄物処理対策 第1節 災害廃棄物処理対策 1 市における措置 (略) (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。 なお、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	に伴う修正
172	<p>第4章 被災者等の生活再建等の支援 第2節 被災者への経済的支援等 2 県における措置 (1) 被災者生活再建支援金の支給 ア (略) なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。 (略) 3 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる 5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</p>	<p>第4章 被災者等の生活再建等の支援 第2節 被災者への経済的支援等 2 県における措置 (1) 被災者生活再建支援金の支給 ア (略) なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に委託している。 (略) 3 日本赤十字社愛知県支部における措置 義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。 5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）における措置</p>	<p>表記の整理</p> <p>名称の変更</p> <p>表記の整理</p> <p>名称の変更</p>

岩倉市地域防災計画 (地震災害対策計画編)

新旧対照表 (案)

頁	修正後	修正前	改正理由
190	<p>第1編 総則 第4章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 (略) 南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は<u>7.0%~8.0%</u>程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p>	<p>第1編 総則 第4章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 (略) 南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は<u>7.0%</u>程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p>	数値の更新
204	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災協働社会の形成推進 第3節 企業防災の促進 1 企業における措置 (1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</u> また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災協働社会の形成推進 第3節 企業防災の促進 1 企業における措置 (1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。 (略)</p>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
206	<p>第2章 建築物等の安全化 第1節 建築物の耐震推進 1 市における措置 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。 特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優</p>	<p>第2章 建築物等の安全化 第1節 建築物の耐震推進 1 市における措置 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進 地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。 特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優</p>	第3次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正

頁	修正後	修正前	改正理由
209	<p>先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けること<u>や、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。</u></p> <p>第2節 交通関係施設等の整備 2 道路施設 (略) <u>(3) 重要物流道路の指定</u> <u>平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。</u> <u>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</u> (略) <u>(5) 応急復旧作業のための事前措置</u></p>	<p>先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けること<u>により、対象建築物の耐震性向上を推進していく。</u></p> <p>第2節 交通関係施設等の整備 2 道路施設 (略) (追加) <u>(3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</u> (略) <u>(4) 応急復旧作業のための事前措置</u></p>	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正
218	<p>第4節 文化財の保護 1 市における措置 (略) <u>2 重要文化財の耐震対策</u> <u>平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。</u> <u>(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u> <u>(2) 対処方針の作成・提出</u> <u>(3) 耐震対策推進の周知徹底</u> <u>(4) 補助事業における耐震予備診断の必須</u> <u>(5) 耐震予備診断実施の徹底</u> <u>(6) 県の指導・助言</u> <u>3 応急的な対策</u> (略) <u>4 災害時の対応</u></p> <p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 3 情報の収集・連絡体制の整備</p>	<p>第4節 文化財の保護 1 市における措置 (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>2 応急的な対策</u> (略) <u>3 災害時の対応</u></p> <p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備 3 情報の収集・連絡体制の整備</p>	対策の追加

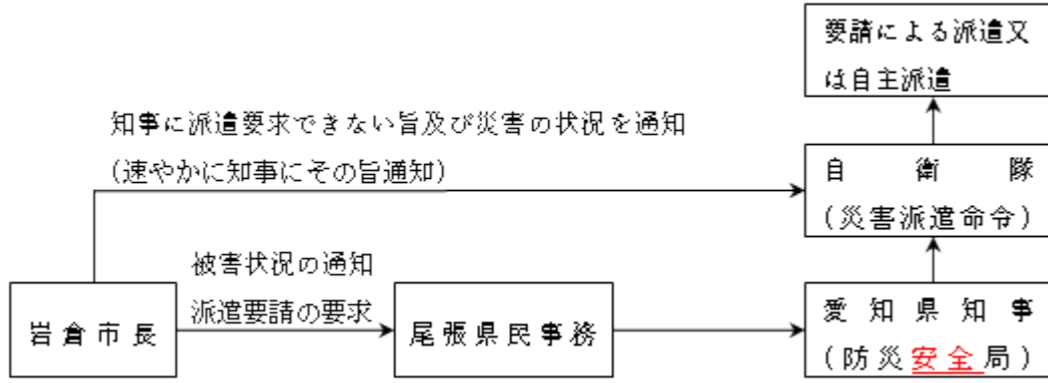
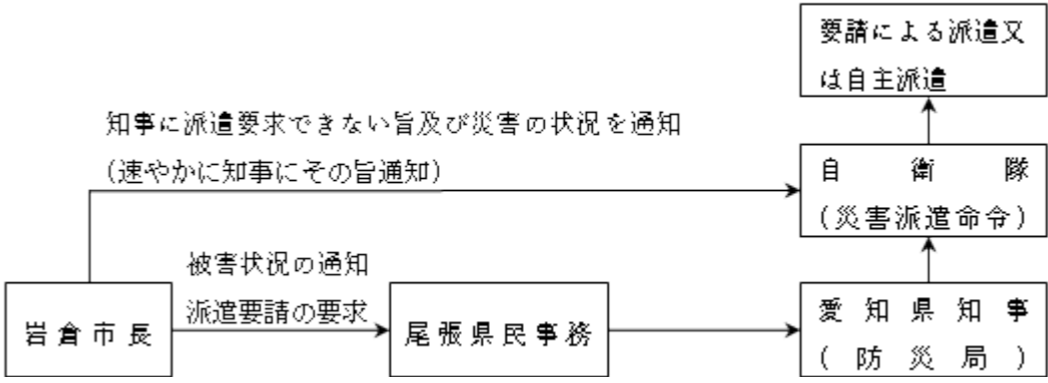
頁	修正後	修正前	改正理由
225	<p>(2) 通信手段の確保</p> <p>ウ 防災情報システムの整備</p> <p>市、県及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>また、市及び県は、<u>災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u></p>	<p>(2) 通信手段の確保</p> <p>ウ 防災情報システムの整備</p> <p>市、県及び防災関係機関を、オンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</p> <p>また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</p>	対策の追加
228	<p>第6章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>	<p>第6章 避難行動の促進対策</p> <p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。
229	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>(略)</p> <p>イ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう、具体的な区域を設定すること</p> <p>(ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災安全局公表）の浸水想定区域</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>(略)</p> <p>イ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう、具体的な区域を設定すること</p> <p>(ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成26年5月30日愛知県防災局公表）の浸水想定区域</p>	愛知県の組織再編に伴う修正
230	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	<p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正

頁	修正後	修正前	改正理由
232	<p>1 市における措置 (略) (3) その他 (略)</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際は、<u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、</u>日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p>	<p>1 市における措置 (略) (3) その他 (略)</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。<u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p>	表記の整理
236	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2節 要配慮者支援対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 (略)</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (略)</p> <p>(ウ) 地域ぐるみの避難行動要支援者支援 市は、長寿介護課、福祉課、健康課、子育て支援課、<u>協働安全</u>課及び消防本部の連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している民生委員、社会福祉協議会、福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の策定等に努めるものとする。</p>	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第2節 要配慮者支援対策 1 市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 (略)</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (略)</p> <p>(ウ) 地域ぐるみの避難行動要支援者支援 市は、長寿介護課、福祉課、健康課、子育て支援課、<u>危機管理</u>課及び消防本部の連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している民生委員、社会福祉協議会、福祉関係者等と協力して、避難行動要支援者の避難体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の策定等に努めるものとする。</p>	機構改革に伴う修正
237	<p>第3節 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設</u>(滞在場所)の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築 帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正
243	<p>第9章 広域応援体制の整備 第2節 広域応援体制の整備 1 市及び県における措置 (2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定</p>	<p>第9章 広域応援体制の整備 第2節 広域応援体制の整備 1 市及び県における措置 (2) 応援協定の締結等 イ 民間団体等との協定</p>	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>248</p> <p>249</p>	<p>市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。<u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u></p> <p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び県における措置 (1) 防災意識の啓発 県は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村や<u>防災関係機関</u>、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>第3節 防災のための教育 1 市及び私立各学校等管理者における措置 (略) (1) 児童生徒等に対する<u>防災教育</u> 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な<u>防災教育</u>を行う。<u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。</u>また、<u>防災教育</u>は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び<u>訓練</u>等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 初動体制 (略)</p>	<p>市及び県は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び県における措置 (1) 防災意識の啓発 県は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>第3節 防災のための教育 1 市及び私立各学校等管理者における措置 (略) (1) 児童生徒等に対する<u>安全教育</u> 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な<u>安全教育</u>を行う。<u>安全教育</u>は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p> <p>第3編 災害応急対策 第1章 活動態勢（組織の動員配備） 第1節 初動体制 (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

頁	修正後	修正前	改正理由																														
255	<p>別表1 緊急防災要員による初動体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>分担業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>協働安全班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報システム機器等の被害調査及び復旧に関すること。 災害広報に関すること。 <u>災害対策本部の設置に関すること。</u> <u>県及び防災関係機関との連絡に関すること。</u> <u>被害状況等の取りまとめに関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>行政班</td> <td>本庁舎（災害対策本部）の機能保持に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医療・救護に関すること。 避難所等の保健指導に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>都市整備班</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁の被害状況調査に関すること。 道路・橋梁の機能回復・復旧工事に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>維持管理班</td> </tr> <tr> <td><u>企業立地推進班</u></td> </tr> </tbody> </table>	班名	分担業務	(略)	(略)	協働安全班	<ul style="list-style-type: none"> 情報システム機器等の被害調査及び復旧に関すること。 災害広報に関すること。 <u>災害対策本部の設置に関すること。</u> <u>県及び防災関係機関との連絡に関すること。</u> <u>被害状況等の取りまとめに関すること。</u> 	行政班	本庁舎（災害対策本部）の機能保持に関すること。	健康班	<ul style="list-style-type: none"> 医療・救護に関すること。 避難所等の保健指導に関すること。 	都市整備班	<ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁の被害状況調査に関すること。 道路・橋梁の機能回復・復旧工事に関すること。 	維持管理班	<u>企業立地推進班</u>	<p>別表1 緊急防災要員による初動体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>分担業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>協働推進班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>情報システム機器等の被害調査及び復旧に関すること。</u> <u>災害広報に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>行政班</td> <td>本庁舎（災害対策本部）の機能保持に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>危機管理班</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>災害対策本部の設置に関すること。</u> <u>県及び防災関係機関との連絡に関すること。</u> <u>被害状況等の取りまとめに関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>健康班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医療・救護に関すること。 避難所等の保健指導に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>都市整備班</td> <td>道路・橋梁の被害状況調査に関すること。</td> </tr> <tr> <td>維持管理班</td> <td>道路・橋梁の機能回復・復旧工事に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	班名	分担業務	(略)	(略)	協働推進班	<ul style="list-style-type: none"> <u>情報システム機器等の被害調査及び復旧に関すること。</u> <u>災害広報に関すること。</u> 	行政班	本庁舎（災害対策本部）の機能保持に関すること。	<u>危機管理班</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>災害対策本部の設置に関すること。</u> <u>県及び防災関係機関との連絡に関すること。</u> <u>被害状況等の取りまとめに関すること。</u> 	健康班	<ul style="list-style-type: none"> 医療・救護に関すること。 避難所等の保健指導に関すること。 	都市整備班	道路・橋梁の被害状況調査に関すること。	維持管理班	道路・橋梁の機能回復・復旧工事に関すること。	機構改革に伴う修正
班名	分担業務																																
(略)	(略)																																
協働安全班	<ul style="list-style-type: none"> 情報システム機器等の被害調査及び復旧に関すること。 災害広報に関すること。 <u>災害対策本部の設置に関すること。</u> <u>県及び防災関係機関との連絡に関すること。</u> <u>被害状況等の取りまとめに関すること。</u> 																																
行政班	本庁舎（災害対策本部）の機能保持に関すること。																																
健康班	<ul style="list-style-type: none"> 医療・救護に関すること。 避難所等の保健指導に関すること。 																																
都市整備班	<ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁の被害状況調査に関すること。 道路・橋梁の機能回復・復旧工事に関すること。 																																
維持管理班																																	
<u>企業立地推進班</u>																																	
班名	分担業務																																
(略)	(略)																																
協働推進班	<ul style="list-style-type: none"> <u>情報システム機器等の被害調査及び復旧に関すること。</u> <u>災害広報に関すること。</u> 																																
行政班	本庁舎（災害対策本部）の機能保持に関すること。																																
<u>危機管理班</u>	<ul style="list-style-type: none"> <u>災害対策本部の設置に関すること。</u> <u>県及び防災関係機関との連絡に関すること。</u> <u>被害状況等の取りまとめに関すること。</u> 																																
健康班	<ul style="list-style-type: none"> 医療・救護に関すること。 避難所等の保健指導に関すること。 																																
都市整備班	道路・橋梁の被害状況調査に関すること。																																
維持管理班	道路・橋梁の機能回復・復旧工事に関すること。																																
256	<p>別表2 防災拠点の所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩倉市役所</td> <td>栄町一丁目66</td> <td>66-1111</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 秘書企画班 協働安全班 行政班 維持管理班 都市整備班 上下水道班 <u>企業立地推進班</u> 第二次現地班 </td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>旭町一丁目20</td> <td>37-3511</td> <td>健康班</td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点	所在地	電話番号	班員	岩倉市役所	栄町一丁目66	66-1111	<ul style="list-style-type: none"> 秘書企画班 協働安全班 行政班 維持管理班 都市整備班 上下水道班 <u>企業立地推進班</u> 第二次現地班 	保健センター	旭町一丁目20	37-3511	健康班	<p>別表2 防災拠点の所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防災拠点</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>班員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩倉市役所</td> <td>栄町一丁目66</td> <td>66-1111</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 秘書企画班 協働推進班 行政班 <u>危機管理班</u> 都市整備班 維持管理班 上下水道班 <u>(下水道G)</u> 第二次現地班 </td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>旭町一丁目20</td> <td>37-3511</td> <td>健康班</td> </tr> </tbody> </table>	防災拠点	所在地	電話番号	班員	岩倉市役所	栄町一丁目66	66-1111	<ul style="list-style-type: none"> 秘書企画班 協働推進班 行政班 <u>危機管理班</u> 都市整備班 維持管理班 上下水道班 <u>(下水道G)</u> 第二次現地班 	保健センター	旭町一丁目20	37-3511	健康班							
防災拠点	所在地	電話番号	班員																														
岩倉市役所	栄町一丁目66	66-1111	<ul style="list-style-type: none"> 秘書企画班 協働安全班 行政班 維持管理班 都市整備班 上下水道班 <u>企業立地推進班</u> 第二次現地班 																														
保健センター	旭町一丁目20	37-3511	健康班																														
防災拠点	所在地	電話番号	班員																														
岩倉市役所	栄町一丁目66	66-1111	<ul style="list-style-type: none"> 秘書企画班 協働推進班 行政班 <u>危機管理班</u> 都市整備班 維持管理班 上下水道班 <u>(下水道G)</u> 第二次現地班 																														
保健センター	旭町一丁目20	37-3511	健康班																														
258	<p>第2節 活動態勢（組織動員配備計画）</p> <p>2 非常配備の編成及び動員</p> <p>(1) 非常配備の区分</p> <p>職員の非常配備の編成は、次の配備内容を基準に、組織ごとに配備の種類に応じた編成を定めておくものとする。</p> <p>ア 第1地震非常配備</p> <p>災害が発生するおそれがあり、今後の状況に注意を要するとき、又は小規模の災害が発生したときで、当該災害に関する組織の少数の人員をもって災害応急対策を推進する。（<u>協働安全</u>課職員、消防本部総務課及び当直の消防職員）</p> <p>イ 第2地震非常配備</p>	<p>第2節 活動態勢（組織動員配備計画）</p> <p>2 非常配備の編成及び動員</p> <p>(1) 非常配備の区分</p> <p>職員の非常配備の編成は、次の配備内容を基準に、組織ごとに配備の種類に応じた編成を定めておくものとする。</p> <p>ア 第1地震非常配備</p> <p>災害が発生するおそれがあり、今後の状況に注意を要するとき、又は小規模の災害が発生したときで、当該災害に関する組織の少数の人員をもって災害応急対策を推進する。（<u>危機管理</u>課職員、消防本部総務課及び当直の消防職員）</p> <p>イ 第2地震非常配備</p>																															

頁	修正後	修正前	改正理由																																
259	<p>相当規模の災害が発生する恐れがあるとき、又は発生したときで、当該災害に係る組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制 <u>（協働安全課職員、都市整備課、維持管理課及び上下水道課職員、消防本部総務課及び当直の消防職員）</u> (略) 別表 非常配備基準</p> <table border="1" data-bbox="412 600 1445 963"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1地震非常配備</th> <th>第2地震非常配備</th> <th>第3地震非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td><u>協働安全課職員、消防本部総務課及び当直消防職員</u></td> <td><u>協働安全課職員、都市整備課、維持管理課、<u>企業立地推進</u>及び上下水道課職員、消防本部総務課及び当直消防職員</u></td> <td>全部の部員</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1地震非常配備	第2地震非常配備	第3地震非常配備	配備基準	(略)	(略)	(略)	人員	<u>協働安全課職員、消防本部総務課及び当直消防職員</u>	<u>協働安全課職員、都市整備課、維持管理課、<u>企業立地推進</u>及び上下水道課職員、消防本部総務課及び当直消防職員</u>	全部の部員	活動	(略)	(略)	(略)	<p>相当規模の災害が発生する恐れがあるとき、又は発生したときで、当該災害に係る組織の所要の人員をもって災害応急対策を推進する体制 <u>（危機管理課職員、都市整備課、維持管理課及び上下水道課職員、消防本部総務課及び当直の消防職員）</u> (略) 別表 非常配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1504 600 2537 919"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1地震非常配備</th> <th>第2地震非常配備</th> <th>第3地震非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備基準</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td><u>危機管理課職員、消防本部総務課及び当直消防職員</u></td> <td><u>危機管理課職員、都市整備課、維持管理課及び上下水道課職員、消防本部総務課及び当直消防職員</u></td> <td>全部の部員</td> </tr> <tr> <td>活動</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1地震非常配備	第2地震非常配備	第3地震非常配備	配備基準	(略)	(略)	(略)	人員	<u>危機管理課職員、消防本部総務課及び当直消防職員</u>	<u>危機管理課職員、都市整備課、維持管理課及び上下水道課職員、消防本部総務課及び当直消防職員</u>	全部の部員	活動	(略)	(略)	(略)	機構改革に伴う修正
区分	第1地震非常配備	第2地震非常配備	第3地震非常配備																																
配備基準	(略)	(略)	(略)																																
人員	<u>協働安全課職員、消防本部総務課及び当直消防職員</u>	<u>協働安全課職員、都市整備課、維持管理課、<u>企業立地推進</u>及び上下水道課職員、消防本部総務課及び当直消防職員</u>	全部の部員																																
活動	(略)	(略)	(略)																																
区分	第1地震非常配備	第2地震非常配備	第3地震非常配備																																
配備基準	(略)	(略)	(略)																																
人員	<u>危機管理課職員、消防本部総務課及び当直消防職員</u>	<u>危機管理課職員、都市整備課、維持管理課及び上下水道課職員、消防本部総務課及び当直消防職員</u>	全部の部員																																
活動	(略)	(略)	(略)																																
262	<p>第2章 避難行動 第1節 地震情報等の伝達 2 県における措置 (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災<u>安全</u>局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。</p>	<p>第2章 避難行動 第1節 地震情報等の伝達 2 県における措置 (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正																																
269	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第1節 被害状況等の収集・伝達 2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (2) 市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。<u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u></p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第1節 被害状況等の収集・伝達 2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (2) 市及び各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。</p>	巡視中の二次被害防止のための追記。																																
272	<p>第2節 通信手段の確保 1 市、県及び防災関係機関における措置 (6) 電話・電報施設の優先利用</p>	<p>第2節 通信手段の確保 1 市、県及び防災関係機関における措置 (6) 電話・電報施設の優先利用</p>	機構改革に伴う修正																																

頁	修正後	修正前	改正理由
279	<p>ア 一般電話及び電報 (ア) 災害時優先電話 (略)</p> <p>災害時優先電話番号 0587(37)5333 消防本部 0587(65)7080 市役所協働安全課 0587(65)7088 市役所協働安全課</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 4 災害派遣要請等手続系統</p>  <p>(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災安全局)に要請する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部(県民事務所)へも連絡すること。</p>	<p>ア 一般電話及び電報 (ア) 災害時優先電話 (略)</p> <p>災害時優先電話番号 0587(37)5333 消防本部 0587(65)7080 市役所危機管理課 0587(65)7088 市役所危機管理課</p> <p>第4章 応援協力・派遣要請 第3節 自衛隊の災害派遣 4 災害派遣要請等手続系統</p>  <p>(注) 時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に要請する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部(県民事務所)へも連絡すること。</p>	正
285	<p>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援 1 市、県、防災関係機関における措置 (略)</p> <p>(3) 災害医療活動 全国から派遣されたDMAT等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動</p>	<p>第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援 1 市、県、防災関係機関における措置 (略)</p> <p>(3) 災害医療活動 全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動</p>	防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正
287	<p>第5章 救出・救助対策 第2節 航空機の活用 2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 市における措置 市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県(防災安全局消防保安課防災航空グループ)に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。</p>	<p>第5章 救出・救助対策 第2節 航空機の活用 2 愛知県防災ヘリコプターの活用 (1) 市における措置 市長は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県(防災局消防保安課防災航空グループ)に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を知事に提出する。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正

頁	修正後	修正前	改正理由
297	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 (略)</p> <p><u>7 災害時健康危機管理の全体調整</u> <u>(1) 県は、県の行う防疫・保健活動及び市の行う防疫・保健活動の支援といった健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行う。</u> <u>(2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。</u></p> <p><u>8 応援協力関係</u></p>	<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>7 応援協力関係</u></p>	<p>災害時健康危機管理支援チーム活動要領（厚生労働省）の制定及び防災基本計画の修正を踏まえた修正。</p>
300	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策 第1節 道路交通規制等 2 自衛官及び消防吏員における措置 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<u>緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。</u>その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p>	<p>第8章 交通の確保・緊急輸送対策 第1節 道路交通規制等 2 自衛官及び消防吏員における措置 派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により<u>災害時における交通規制等の措置を行うことができる。</u>その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p>	<p>法文に合わせた表記に修正</p>
301	<p>3 自動車運転者の措置 (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</u> ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。 (ア) <u>緊急交通路に指定された</u>区間以外の場所 (イ) <u>緊急交通路の区域に指定された</u>ときは、道路以外の場所</p>	<p>3 自動車運転者の措置 (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。</u> ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。 (ア) <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の</u>区間以外の場所 (イ) <u>区域を指定して交通の規制が行われた</u>ときは、道路以外の場所</p>	
	<p>第2節 道路施設対策 1 市における措置 (略)</p>	<p>第2節 道路施設対策 1 市における措置 (略)</p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
303	<p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p> <p>第4節 緊急輸送手段の確保 4 緊急通行車両の事前届出及び確認 (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第1節1(5)「緊急通行車両の確認等」に定めるところによる。</p>	<p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p> <p>第4節 緊急輸送手段の確保 4 緊急通行車両の事前届出及び確認 (略)</p> <p>(2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第1節1(5)「緊急通行車両の確保等」に定めるところによる。</p>	<p>関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p> <p>表記の整理</p>
305	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 (1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p>	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置 (1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正</p>
308	<p>第3節 帰宅困難者対策 1 市及び県における措置 (1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び<u>一時滞在施設(滞在場所)</u>の確保等</p> <p>市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、<u>一時滞在施設(滞在場所)</u>の確保等の支援を行うものとする。</p>	<p>第3節 帰宅困難者対策 1 市及び県における措置 (1) 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等</p> <p>市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。</p> <p>また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(H30.6)に伴う修正</p>
311	<p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給 第2節 食品の供給 1 市における措置 (略)</p> <p>炊き出し用として米穀を確保する手順図</p>	<p>第11章 水・食品・生活必需品等の供給 第2節 食品の供給 1 市における措置 (略)</p> <p>炊き出し用として米穀を確保する手順図</p>	<p>愛知県の組織再編</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>320</p> <p>321</p>	<p>図中：<u>農業水産局</u>食育消費流通課</p> <p>第14章 ライフライン施設等の応急対策 第3節 上水道施設対策 1 水道事業者における措置 (略) (3) 応援・受援体制の確立 <u>被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。</u></p> <p>第5節 通信施設の応急措置 1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 (略) (3) 応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。 <u>ア 西日本電信電話株式会社</u> <u>(ア)</u> 伝送路が被災した場合 可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。 <u>(イ)</u> 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。 <u>(ウ)</u> 電力設備が被災した場合 非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。 <u>(エ)</u> 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合 非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。 <u>イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p>	<p>図中：<u>農林水産部</u>食育消費流通課</p> <p>第14章 ライフライン施設等の応急対策 第3節 上水道施設対策 1 水道事業者における措置 (略) (3) 応援・受援体制の確立 <u>施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。</u> <u>また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。</u></p> <p>第5節 通信施設の応急措置 1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 (略) (3) 応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。 ア 伝送路が被災した場合 可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。 イ 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。 ウ 電力設備が被災した場合 非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。 エ 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合 非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。</p>	<p>に伴う修正</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>334</p> <p>336</p>	<p><u>(ア) 伝送路が被災した場合</u> <u>応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。</u></p> <p><u>(イ) 電力設備が被災した場合</u> <u>非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4編 災害復旧・復興 第2章 公共施設等災害復旧対策 第1節 公共施設災害復旧事業 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略)</p> <p><u>4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行</u> <u>重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、市からの要請により国が代行して実施することができる。</u></p> <p>第2節 激甚災害の指定 1 市における措置 (2) 指定後の関係調書等の提出 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。</p> <p>第3章 災害廃棄物処理対策 1 市における措置 (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	<p>第4編 災害復旧・復興 第2章 公共施設等災害復旧対策 第1節 公共施設災害復旧事業 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2節 激甚災害の指定 1 市における措置 (2) 指定後の関係調書等の提出 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。</p> <p>第3章 災害廃棄物処理対策 1 市における措置 (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行<u>う</u>。 <u>なお</u>、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>

頁	修正後	修正前	改正理由
<p>341</p> <p>357</p>	<p>第5章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第2節 被災者への経済的支援等</p> <p>2 県における措置</p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に委託している。</p> <p>(略)</p> <p>3 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p>義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</p> <p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第4章 発災に備えた直前対策</p> <p>第1節 避難対策</p> <p>2 県における措置</p> <p>(1) 市が行う避難対策への協力</p> <p>県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市に協力するものとする。</p> <p>ア 県の管理する施設を避難所、避難場所として開設・開放する際の協力</p>	<p>第5章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第2節 被災者への経済的支援等</p> <p>2 県における措置</p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給</p> <p>ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>なお、被災世帯への支援金の支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に委託している。</p> <p>(略)</p> <p>3 日本赤十字社愛知県支部における措置</p> <p>義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</p> <p>(略)</p> <p>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）における措置</p> <p>第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第4章 発災に備えた直前対策</p> <p>第1節 避難対策</p> <p>2 県における措置</p> <p>(1) 市が行う避難対策への協力</p> <p>県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の事項について市に協力するものとする。</p> <p>ア 県の管理する施設を避難所、避難場所として開設する際の協力</p>	<p>名称の変更</p> <p>表記の整理</p> <p>名称の変更</p> <p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>

頁	修正後	修正前	改正理由																																								
<p>362</p> <p>363</p> <p>364</p>	<p>第4節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="430 520 1433 745"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限するIC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td>全IC</td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>全IC</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>広域交通検問所</p> <table border="1" data-bbox="439 835 1424 1020"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>道路名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小牧東インター</td> <td>小牧市大字野口</td> <td>中央自動車道(西宮線)</td> </tr> <tr> <td>名古屋西インター</td> <td>あま市七宝町</td> <td>東名阪自動車道</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 広域的な避難場所の周辺道路</p> <p>避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認 届出</p>	路線名	流入を制限するIC	(略)	(略)	名古屋高速道路	全IC	知多半島道路	全IC	名称	住所	道路名	(略)	(略)	(略)	小牧東インター	小牧市大字野口	中央自動車道(西宮線)	名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道	<p>第4節 道路交通対策</p> <p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 交通規制の内容</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1519 520 2522 745"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限するIC</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td><u>一宮線全IC、小牧線小牧北IC及び小牧南ICを除く</u>全IC</td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>全IC</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>広域交通検問所</p> <table border="1" data-bbox="1528 835 2513 1020"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>道路名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小牧東インター</td> <td>小牧市大字野口</td> <td>中央道(西宮線)</td> </tr> <tr> <td>名古屋西インター</td> <td>あま市七宝町</td> <td>東名阪自動車道</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 広域的な避難場所の周辺道路</p> <p>避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、<u>一方通行及び</u>指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 緊急輸送車両の確認</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認 申請</p>	路線名	流入を制限するIC	(略)	(略)	名古屋高速道路	<u>一宮線全IC、小牧線小牧北IC及び小牧南ICを除く</u> 全IC	知多半島道路	全IC	名称	住所	道路名	(略)	(略)	(略)	小牧東インター	小牧市大字野口	中央道(西宮線)	名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道	<p>他計画等との整合性のため修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
路線名	流入を制限するIC																																										
(略)	(略)																																										
名古屋高速道路	全IC																																										
知多半島道路	全IC																																										
名称	住所	道路名																																									
(略)	(略)	(略)																																									
小牧東インター	小牧市大字野口	中央自動車道(西宮線)																																									
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道																																									
路線名	流入を制限するIC																																										
(略)	(略)																																										
名古屋高速道路	<u>一宮線全IC、小牧線小牧北IC及び小牧南ICを除く</u> 全IC																																										
知多半島道路	全IC																																										
名称	住所	道路名																																									
(略)	(略)	(略)																																									
小牧東インター	小牧市大字野口	中央道(西宮線)																																									
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道																																									